

様式第1号

優良宅地認定申請書		
年 月 日		
(あて先)福岡市長		
申請者		
住所		
氏名 ㊟		
【法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名】		
【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】		
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ・第7号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ・第7号イ 第68条の69第3項第5号イ・第7号イ	の規定に基づき、優良な宅地の
供給に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。		
造成宅地の概要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
	2 宅地造成区域の面積	平方メートル
	3 宅地の用途	
	4 工事着手予定年月日	年 月 日
	5 工事完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	
注意事項		
1 ※印の欄は、記入しないでください。		
2 宅地造成区域の面積が1,000平方メートル未満の場合は、「4 工事着手予定年月日」及び「5 工事完了予定年月日」の欄は、記入不要です。		
3 宅地造成を行うことにつき、関係法令による許可、認可等を要する場合は、「6 その他必要な事項」の欄に、その手続の状況を記入してください。		
※手数料	金 円也	※受付
※特記		

様式第2号

設計説明書									
設計者 住所 氏名 電話番号									
設計の方針	造成の目的								
	基本方針								
地域地区等	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域					用途地域等			
	宅地造成工事規制区域			内・外	その他				
造成区域内の土地の現況	地目区分	宅地	農地	山林	里道水路等国有地	その他	合計		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	比率	%	%	%	%	%	100%		
土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他	合計	
		一般宅地	公益的施設	道路	公園	その他			
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比率	%	%	%	%	%	%	100%	
公益的施設の整備計画	施設の名称								
	敷地面積		m ²		管理者				
	整備計画(建設時期等)								
使用水の種類	ア 水道		イ 井戸水		ウ 水道・井戸水併用				
消防水利施設	ア 消火栓 場所		イ 貯水槽 基		ウ その他				
予定戸数	戸		計画人口		人		人口密度		人／ha
注意事項 1 「造成の目的」の欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入してください。 2 「基本方針」の欄には、計画上周辺地との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。 3 「公益的施設の整備計画」の欄には、都市計画法第29条第1項第3号及び都市計画法施行令第27条の公益的施設について記入してください。 4 「造成区域内の土地の現況」及び「土地利用計画」の欄については造成区域を工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付してください。									

様式第3号

宅地造成に関する法令関係調書		
宅地造成等規制法	認可年月日 番号	年 月 日 第 号
	検査済証交付年月日 番号	年 月 日 第 号
農地法	農地転用許可年月日 番号	年 月 日 第 号
森林法	認可年月日 番号	年 月 日 第 号
自然公園法	認可年月日 番号	年 月 日 第 号
自然環境保全法	認可年月日 番号	年 月 日 第 号
その他関係法令		

様式第4号

		第	号
		年	月 日
優良宅地認定書(造成着手前・造成後)			
福岡市長			印
下記の宅地の造成は、租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ・第7号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ・第7号イ 第68条の69第3項第5号イ・第7号イ	に規	
定する優良な宅地の供給に寄与するものであると認定します。			
記			
1 造成区域又は工区に含まれる地域の名称			
2 宅地造成区域の面積	平方メートル		
3 宅地の用途			
4 認定を受けた者の住所及び氏名			

		第	号
		年	日
		月	

優良宅地不適合通知書

福岡市長

国

下記の宅地の造成は、租税特別措置法に規定する優良な宅地の供給に寄与するものとは認められないので、その旨通知します。

記

1 造成区域又は工区に含まれる地域の名称

2 宅地造成区域の面積

3 宅地の用途

4 申請者の住所及び氏名

5 該当条項及び不適合の理由

平方メートル

備考 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市(訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長)を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。

造成工事廃止届

年 月 日

(あて先)福岡市長

申請者
住所
氏名 ⑩
【法人にあつては、その所在地、
名称及び代表者の氏名】
【本人による署名の場合、押印の
必要はありません。】

年 月 日付け第 号をもって認定を受けた宅地の造成に関する工
事を下記のとおり廃止したので届け出ます。

記

- 1 宅地の造成に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 2 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の名称
- 3 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の面積 平方メートル

地位承継届

年 月 日

(あて先)福岡市長

届出者(承継人)
住所
氏名 ⑩
【法人にあつては、その所在地、
名称及び代表者の氏名】
【本人による署名の場合、押印の
必要はありません。】

年 月 日付け第 号をもって認定を受けた宅地の造成について、
下記のとおり、認定に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

- 1 承継年月日 年 月 日
- 2 被承継人の住所及び氏名
- 3 承継の原因

優良宅地証明申請書	
年 月 日	
(あて先)福岡市長	
申請者	
住所	
氏名	Ⓜ
【法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名】	
【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】	
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ
の規定に基づき、 年 月	
日付け第 号をもって認定を受けた宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。	